

別 紙

答申第 1 2 5 号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成 28 年 1 月 15 日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日島根県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「最新の道路交通センサスのデータを使用せずに速度規制がされている道路の実測データに関する資料（市道浜田 451 号線）」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、平成 28 年 1 月 29 日付けで公開決定等の期間延長を行い、平成 28 年 2 月 3 日付けで公文書を作成していないため公文書が存在しないという理由により非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、本件決定を不服として平成 28 年 4 月 1 日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。
- (5) 諮問実施機関は、条例第 20 条第 1 項の規定に従い、平成 28 年 5 月 19 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 市道浜田 451 号線は、平成 26 年 5 月 29 日付け島交規甲第 882 号本部長通達で、点検見直し対象路線を選定し、同年 9 月 30 日までに報告することとされており、所轄の浜田警察署は、現行規制速度の現状維持が妥当と判断し、点検見直しは不要として、本部に報告している。

つまり、平成 26 年 5 月 29 日から同年 9 月 30 日までの間に、「基準速度」を特定し、現行規制速度と基準速度との整合性を確認し、下方補正の理由が合理性を有するものと判断したがゆえに現状維持と判定したことになる。

さすれば、「基準速度」の特定上、不可欠要件とされる「規制速度決定時点での最新の歩行者交通量（人数）」も把握していたことになるし、加えて、合理的な下方補正理由も存在していたことになる。

イ 交通実態との不適合を是正するための判断基準（交通規制基準）として、警察庁が示した方法は、現在の科学技術水準に照らし、各専門分野の学識経験者等を擁する「規制速度決定の在り方に関する調査研究検討委員会」の専門技術的知見に基づく意見を尊重し、「基準速度」、「実勢速度」等の客観的事実を基礎とするように要請したものであり、公安委員会にこの基準に準拠した合理的な判断をすることを求めるものであると解するのが相当である。

ウ 交通規制基準において、最高速度規制に関しては、その第 33（最高速度）の規制実施基準として、「規制速度の決定方法」は基準速度を基礎とする考え方が示された。その際の必要条件の 1 つとして、「規制速度決定時点での最新の歩行者交通量を使用」して、基準速度を決定することとされている。

なお、交通規制基準上、道路交通センサデータのない道路の場合、道路歩行者交通量の実測は根拠づけられている。

エ 交通規制基準によれば、歩行者交通量は、基準速度を算出する上で、12 時間計測等の一定条件下での具体的な歩行者人数の実測データによって判断されるべきである。非公開理由説明書に記載されているような「平素の業務を通じて把握されている現状認識で十分」であることを決して認めているものではない。

算出根拠がないにもかかわらず、交通規制基準と異なる方法を用いたり、仮に算出根拠が存在したとしても、それを事前に示さずに交通規制基準と異なる方法を用いることは許されない。

オ 交通規制基準第 33（最高速度）に準拠した適正な方法で点検・見直しが行われたのであれば、基準速度・実勢速度といった客観的な確定概念（数値）に基づいて点検・見直しがされたことを立証できるだけの事実が存在することになる。

なぜなら、島根県公文書の管理に関する条例に基づき、「経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する」ことができるように文書作成義務が課されているからである。歩行者交通量の実測データ、レーダー機器等を用いた 85 パーセントイル速度の計測データは、将来において、合理的な検証を可能にすることにより、県民に対して説明責任を果たすことを目的とするものであるから公文書として作成保存の対象となるものである。

#### 4 実施機関の主張

諮問実施機関の非公開理由説明書及び実施機関の意見陳述による主張の要旨は次のとおりである。

##### (1) 本件決定の理由

市道浜田 451 号線については「歩行者交通量」を実測しておらず、これに関する資料が存在していないため。

##### (2) 「歩行者交通量」を実測していない理由

ア 当県警察では、交通実態に即した合理的な交通規制の実施に向けた見直しを行うため、県内各道路における現行の交通規制について点検を進め、必要な交通規制の見直しに取り組んできたところである。

イ 最高速度規制の見直しは、現行の規制速度が交通実態等と適合していないのではないかとの観点で検討し、その上で見直しの必要性を総合的に判断しているが、点検に当たっては、実勢速度と規制速度が乖離していないかを重点に行っているため、交通規制基準による「基準速度」を算出するための「歩行者交通量」についても判断材料の一つではあるが、「歩行者交通量」については、平素の業務を通じて把握されている現状認識で十分であり、浜田警察署が「市道浜田 451 号線」を点検した際にも「歩行者交通量」は実測していない。

ウ 交通規制基準はあくまでも一般的な基準として捉えており、交通規制基準の総則で交通規制を行う場合に必要な一般的基準を定めると書いてある

ように、全てにこのとおり必ず当てはめないといけないというものではないと理解している。

センサスデータがない道路の歩行者交通量の実測については、センサスデータのある道路の状況と比較するという簡易な方法によることもある程度は許容されると解釈している。

## 5 審査会の判断

### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、市道浜田 451 号線における歩行者交通量の実測データに関する資料である。

### (3) 本件対象公文書の不存在について

審査請求人は、市道浜田 451 号線における歩行者交通量の実測データについて、上記 3 (2) のとおり最高速度規制の点検・見直しをするにあたって必要不可欠なものであり、当該データが存在しなければならない旨の主張をしている。

これに対し実施機関は、上記 4 (2) のとおり市道浜田 451 号線において歩行者交通量の実測をしていないと主張している。

双方の主張の争点は、最高速度規制の点検・見直しにおける歩行者交通量の実測の必要性、実施機関の行った最高速度規制の点検・見直し手続の適否であり、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関である当審査会で判断できる内容のものではない。

当審査会として、判断し得るのは、当該公文書の存否及び存在する場合の公開・非公開の当否に係る判断である。

したがって実施機関が請求内容を満たす公文書を保有しているか否か、また、実施機関の主張する公文書不存在の理由に不合理な点がないかを以下のとおり判断する。

### (4) 本件決定の妥当性について

ア 当審査会は、対象となる公文書が存在しないことについて、非公開理由説明書に加えて、実施機関の意見陳述により、以下のとおり説明を受けた。

(ア) 平成 26 年の最高速度規制の点検・見直しの作業において、1 次点検は、実勢速度と規制速度の乖離を重点に行っており、実勢速度との乖離があるところや大きく道路環境が変化しているようなところがあれば選定対象として抽出するというものであったため、歩行者交通量の実測はしていない。

(イ) 市道浜田 451 号線については、実勢速度を調査したところ、現行規制速度との乖離が 10 キロメートル毎時以上 20 キロメートル毎時未満の分類に該当していた。しかし、規制当時と比較して道路交通環境の変化、改善は特に認められず、県立大学の直近の道路であり大学生が多く通学で使用していることから、下方補正要因である通学路に準ずる道路ということで 40 キロ規制のまま維持をした方が適切であると浜田警察署は判断し、警察署における概ねの見通しとしては現状維持との意見を付して警察本部のほうに報告をしている。

この警察署の判断を警察本部においても尊重し、当該路線を見直し対象にはあげなかった。

その際に、歩行者交通量を実測していなかったため、歩行者交通量の実測データは存在しない。

イ 実施機関が行った最高規制速度の点検・見直しにおける手続の適否はともかく、実施機関の 4 (2) の主張及び上記の説明は、本件対象公文書が存在しないこと自体の説明として、不合理とまでは言えず、市道浜田 451 号線において、歩行者交通量を実測した事実及び実測データに関する資料の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、本件対象公文書を不存在として非公開とした実施機関の決定は妥当である。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第125号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年5月19日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年6月10日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年7月4日	審査請求人から意見書を受理
令和元年9月19日 (審査会第1回目)	審議(第1部会)
令和元年10月9日 (審査会第2回目)	審議(第1部会)
令和元年11月14日 (審査会第3回目)	実施機関の意見陳述、審議(第1部会)
令和元年12月12日 (審査会第4回目)	審議(第1部会)
令和2年1月17日 (審査会第5回目)	審議(第1部会)
令和2年2月20日 (審査会第6回目)	審議(第1部会)
令和2年3月12日 (審査会第7回目)	審議(第1部会)
令和2年5月21日 (審査会第8回目)	審議(第1部会)
令和2年5月28日 (審査会第9回目)	審議
令和2年6月24日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会
永野 茜	弁護士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会